

今治市連合自治会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 今治市における自治会組織の発展と地域における社会奉仕活動推進に資するため、今治市連合自治会（以下「連合自治会」という）に対して交付金を交付するものとし、その交付に関しては、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象経費)

第2条 補助の対象とする経費は、連合自治会が実施する事業のうち、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 会議の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) その他目的達成のため必要と認める事業

(交付金額)

第3条 交付金額は、交付対象経費の範囲内で毎年度市長がこれを定める。

(交付金の交付申請)

第4条 連合自治会は、交付金の交付を受けようとするときは、今治市連合自治会交付金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、今治市連合自治会交付金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

(交付金の請求)

第6条 連合自治会は、交付金の請求をしようとするときは、今治市連合自治会交付金交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、交付金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第8条 連合自治会は、交付金の使途を明確にして、証拠書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

(実績報告)

第9条 連合自治会は、年度末終了後速やかに今治市連合自治会活動事業実績報告書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第10条 市長は、連合自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、不正行為があったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日今治市要綱）

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年度 今治市連合自治会交付金交付申請書

年 月 日

今治市長 様

今治市連合自治会長 ㊟

今治市連合自治会の事業経費として、今治市連合自治会交付金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付金の交付を申請します。

1 交付金申請額 円

2 添付資料

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

別記様式第2号（第5条関係）

今治市（記号）第 号
年 月 日

今治市連合自治会交付金交付決定通知書

今治市連合自治会長 様

今治市長 印

今治市連合自治会が実施する事業に資するため、今治市連合自治会交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付金を交付する。

交付金額 円

別記様式第3号（第6条関係）

年度 今治市連合自治会交付金交付請求書

年 月 日

今治市長 様

今治市連合自治会長 ⑩

年 月 日付け今治市（記号）第 号で交付決定通知があった今治市連合自治会交付金について、今治市連合自治会補助交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額 円

別記様式第4号（第9条関係）

年度 今治市連合自治会活動事業実績報告書

年 月 日

今治市長 様

今治市連合自治会長 ⑩

年度今治市連合自治会活動事業の実績について、今治市連合自治会交付金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他